

「山武郡市広域水道企業団郵便入札約款」新旧対照表

改 正 案	現 行
(目的) 第1条～第2条 省略 (入札の辞退) 第3条 入札参加者は、<u>入札書の郵送後において</u>入札を辞退するときは、<u>開札前までに</u>入札辞退届(入札約款別記第4号様式)を入札執行者に直接持参し、又は郵送(第7条の開札日の前日までに到着するものに限る。)<u>したときに限り、当該入札を辞退することができる。</u> 第4条～第5条 省略 (開札前に無効とする入札) 第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とし、開札しない。 (1) 一の入札につき複数の入札書を郵送した者の入札 (2) 入札書を封かんした封筒に必要事項の記載がない入札 (3) 所定の書類が同封されていない又は所定の書類に必要事項の記載がない入札 (4) 設計図書の配布を受けていない者のした入札 (削除) <u>(5)</u> 資格要件を満たしていないことが明らかな者の入札 第7条 省略	(目的) 第1条～第2条 省略 (入札の辞退) 第3条 入札参加者は、入札を辞退するときは、<u>入札執行前までに</u>入札辞退届(入札約款別記第4号様式)を入札執行者に直接持参し、又は郵送(第7条の開札日の前日までに到着するものに限る。)<u>して行う。</u> 第4条～第5条 省略 (開札前に無効とする入札) 第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とし、開札しない。 (1) 一の入札につき複数の入札書を郵送した者の入札 (2) 入札書を封かんした封筒に必要事項の記載がない入札 (3) 所定の書類が同封されていない又は所定の書類に必要事項の記載がない入札 (4) 設計図書の配布を受けていない者のした入札 (5) <u>事前に予定価格を公表した事業は、開札に先立ち、内訳書の提出がない者のした入札</u> <u>(6)</u> 資格要件を満たしていないことが明らかな者の入札 第7条 省略

改 正 案	現 行
(内訳書の提出) 第8条 企業長は、<u>入札に付す事業について、当該</u>事業の熟知の状況等積算能力の向上或いは談合その他不正行為の防止に資するため、入札参加者から内訳書の提出を求めることができる。この場合において、あらかじめ、<u>入札</u>に係る公告又は<u>通知等</u>の方法により<u>その旨明記し</u>、その内容及び方法を周知するものとする。 2 <u>前項の規定により、内訳書の提出を求めた入札において、内訳書を提出しない者、または、提出された内訳書に重大な不備が認められる者は、その者のした入札を無効とする。</u> 第9条 省略 (落札候補者の決定) 第10条 当該入札に最低制限価格を設けている場合は、開札結果に基づき、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者につき、最低価格を入札した者を落札候補者とし、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。 2 当該入札に最低制限価格を設けていない場合は、開札結果に基づき、予定価格の範囲内で有効な入札をした者につき、最低価格を入札した者を落札候補者とし、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。 3 落札候補者がいないときは、入札を不調とする。 第11条～第12条 省略	(内訳書の提出) 第8条 企業長は、<u>当該入札に係る</u>事業の熟知の状況等積算能力の向上或いは談合その他不正行為の防止に資するため、入札参加者から内訳書の提出を求めることができる。この場合において、あらかじめ、<u>当該入札</u>に係る公告又は<u>当該入札に係る通知等</u>の方法により<u>明記し</u>、その内容及び方法を周知するものとする。 2 <u>内訳書を提出しない者がいるときは、その者のした入札を無効とし、開札しないものとする。また、提出された内訳書に不備が認められる場合は、当該内訳書を提出した者の入札を無効とする場合がある。</u> 第9条 省略 (落札候補者の決定) 第10条 当該入札に最低制限価格を設けている場合は、開札結果に基づき、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者につき、最低価格を入札した者を落札候補者とし、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。 2 当該入札に最低制限価格を設けていない場合は、開札結果に基づき、予定価格の範囲内で有効な入札をした者につき、最低価格を入札した者を落札候補者とし、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。 3 落札候補者がいないときは、入札を不調とする。<u>また建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計等の業務委託の契約に係る入札においては、有効な入札をした者が1人の場合も、入札を不調とする。</u> 第11条～第12条 省略

改 正 案	現 行
(落札候補者の資格確認及び落札決定) 第13条 落札候補者となった者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を企業長に提出し、<u>資格確認</u>を受けなければならない。 2 落札候補者が提出期限までに申請書を提出しないとき又は入札参加資格を有しない者であることを確認したときは、<u>当該候補者がした入札を無効とし、その旨通知するものとする。なお、その場合は、次順位候補者に申請書の提出を指示する。</u> 3 前項の規定により入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から3日以内（閉庁日を除く。）に企業長に書面をもって理由の説明を求めることができるものとし、企業長は、書面を受理した日から3日以内（閉庁日を除く。）に書面をもって回答するものとする。 4 前3項の規定は、次順位候補者に申請書の提出を指示した場合においても準用する。 5 申請書を提出した候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、当該候補者を落札者と決定する。この場合において、すでに<u>資格確認</u>を行った者を除き、その他の候補者の資格確認は行わない。 <u>6 前各号の規定により、資格確認を行った結果、入札参加資格を有する者がいなかった場合は、入札を不調とする。</u>	(落札候補者の資格確認及び落札決定) 第13条 落札候補者となった者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を企業長に提出し、<u>入札参加資格の確認</u>を受けなければならない。 2 落札候補者が提出期限までに申請書を提出しないとき又は入札参加資格を有しない者であることを確認したときは、<u>当該候補者がした入札を無効とし、次順位候補者に申請書の提出を指示する。</u> 3 前項の規定により入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から3日以内（閉庁日を除く。）に企業長に書面をもって理由の説明を求めることができるものとし、企業長は、書面を受理した日から3日以内（閉庁日を除く。）に書面をもって回答するものとする。 4 前3項の規定は、次順位候補者に申請書の提出を指示した場合においても準用する。 5 申請書を提出した候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、当該候補者を落札者と決定する。この場合において、すでに<u>確認</u>を行った者を除き、その他の候補者の資格確認は行わない。 (追加)
第14条 省略 (契約の保証) 第14条の2 省略 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の<u>100分の10以上</u>としなければならない。	第14条 省略 (契約の保証) 第14条の2 省略 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の<u>10分の1以上</u>としなければならない。

「山武郡市広域水道企業団郵便入札約款」新旧対照表

改 正 案	現 行
第 1 5 条～第 1 6 条 省略 附 則 この約款は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この約款は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。	第 1 5 条～第 1 6 条 省略 附 則 この約款は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。 (追加)